

令和7年度 総合評価落札方式【工事】 評価項目等の見直し概要 (青森県県土整備部 令和7年7月改訂)

令和7年7月1日以降入札公告を行う工事から、総合評価落札方式に関する運用ガイドライン（運用の手引き）について、下記のとおり一部見直しを行い、DXの取組拡大による生産性向上と、担い手不足の解消を図ります。

生産性向上への取組

(1) ICT施工の加点対象を港湾含む全工種に拡大

ICT活用工事の評価（活用提案及び実績評価）において、県の要領で定める全工種（港湾ICTを含む）を対象とし、ICT施工の普及拡大を図ります。

(2) ICT証明書の有効期限を短縮

ICT活用証明書の有効期限を現行の3年間から2年間に短縮し、ICT施工の促進、活性化を図ります。

担い手不足の解消

(3) 週休2日証明書の発行要件を変更

週休2日実施証明書の発行要件を、現行の4週8休（いわゆる通期）から、「月単位」での週休2日以上に見直しする（R7.4月から適用済み）とともに、有効期限を2年間に延長し、週休2日の質の向上を図ります。

(4) 若手等技術者の評価拡大

簡易型Ⅱ（企業実績評価型）のみで評価していた、若手等技術者を監理技術者等に配置した場合での加点を、簡易型Ⅱ（基本型）にも拡大します。

さらに、簡易型Ⅱ（企業実績評価型）における、若手等技術者評価の配点を増やし、簡易型Ⅱ（若手等チャレンジ型）として技術者の育成等を目指します。